

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正

・第三条

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。（新設）

・第六条

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項（新設）

・第八条

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。（変更）

・第十四条

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。（追加）

・第十六条

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。（新設）

・合理的配慮の提供の義務化

令和3年6月に障害者差別解消法の一部が改正され、事業者に対しても合理的配慮が法的に義務付けられました。

	国	府	市
平成28年	障害者差別解消法	大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	
平成30年			茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例
令和3年	障害者差別解消法改正	大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例改正	

第八条において
 事業者による合理的配慮が
 努力義務から義務化

第七条において
 事業者による必要かつ合理的な
 配慮の義務化

第七条において
 事業者による必要かつ合理的な
 配慮の義務化

平成30年に茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定。

第7条において、事業者による必要かつ合理的な配慮が義務づけられている。

国、府ともに平成28年制定の障害者差別解消法を令和3年に一部改正を行い、事業者による合理的配慮が努力義務から義務化された。

本市は国、府に先駆けて先進的な条例を制定している。

・合理的配慮とは？

障害のある人がご本人の心身の特徴、目的や場面、置かれている環境によって生じる障害・困難さに左右されることなく、生活できるように行う調整や変更のこと。

社会の中で生まれた機会の不平等を取り除くもの。

配慮を行う側にも人的・技術的・金銭的に限界があるので過度な負担にならない実現可能な範囲内の配慮。

例.

高いところにある商品を取って手渡す。

段差がある場合に補助を行う。

視覚障害のある人に介添えを行う。

食べやすい食器への変更に対応する。

飲食店で簡単な手話やメニューボード、実物を示すなど目で分かるように伝えてくれる。

乗車時に優先的に車いすに乗っている人を先に乗せる。

・努力義務と法的義務の違いは？

努力義務 自発的に合理的配慮を行うよう努めることを事業者に促す。

合理的配慮を行わない≠違法

人々の意識の変革を図りながら実現を支援する。

世間の意識の高まり、必要性の増大

法的義務 合理的配慮を提供しなければならない。

対話を通じた個別の調整

当事者側からはどのような配慮が必要なのか、事業主側からはどのような

配慮なら提供できるのか話し合って決めることが重要。